

起業家・企業が知っておくべき

労働契約法の無期転換ルール

① 2018年に向けた有期契約社員の無期転換制度への対応ポイント

② 雇用指針から学ぶ労務管理

労働契約法が改正され、2013年4月から「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール（無期転換ルール）」が施行されました。2018年4月以降、無期転換への申込みの本格化が見込まれることから、制度の意義や必要な準備、手続きなどについて弁護士・社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。



参加
無料

日時

平成29年5月26日（金）

13:10～受付開始 13:15～14:55（セミナー）

15:00～15:40（グループ・コンサルティング） 15:40～16:40（個別相談会）
*希望者のみ

会場

アシ☆スタ交流サロン AER7階 仙台市青葉区中央1-3-1

定員

30名 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方、どなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先（ご住所、電話番号、Eメール）、③所属（会社名、役職名など）をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナーⅠ

13:15～14:00

紛争予防のための有期雇用・無期転換制度の基礎知識

有期雇用・無期転換制度に関する紛争を予防するため、必要な基礎知識（更新のあり方・無期転換制度の仕組み等）を雇用指針などにに基づき解説いたします。

講師 浅倉 稔雅 弁護士

仙台市雇用労働相談センター弁護士（官澤総合法律事務所）

セミナーⅡ

14:10～14:55

人材の有効活用を目指した労務管理のポイント

有期雇用契約の意義について使用者、労働者双方の立場から解説いたします。

講師 松前 ゆかり 特定社会保険労務士

仙台市雇用労働相談センター相談員（ひまわり社会保険労務士事務所）

グループ・コンサルティング

15:00～15:40

数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

個別相談会

15:40～16:40

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定届内容などについて、弁護士・社会保険労務士が無料で相談対応いたします。

*希望者のみ

主催

仙台市雇用労働相談センター

共催

（公財）仙台市産業振興事業団

後援

せんだい創業支援ネットワーク（構成団体：仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター）

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632**

仙台市雇用労働相談センター宛

貴社名		ご住所	
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加（相談内容：		） ・ 不参加

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー（5月26日開催）の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

国家戦略特別区域法に基づき設置され、労働問題に精通した弁護士・社会保険労務士が公正中立の立場で個別労働紛争の防止のための相談対応やセミナーを実施しております。

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120（受付時間 平日 9:00～17:00）

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ <http://sendai-elcc.jp/>

仙台ELCC

検索

営業時間／平日9時～17時 土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日を除く）